

社会保険にいがた

5

一般財団法人新潟県社会保険協会

2020
NO.885



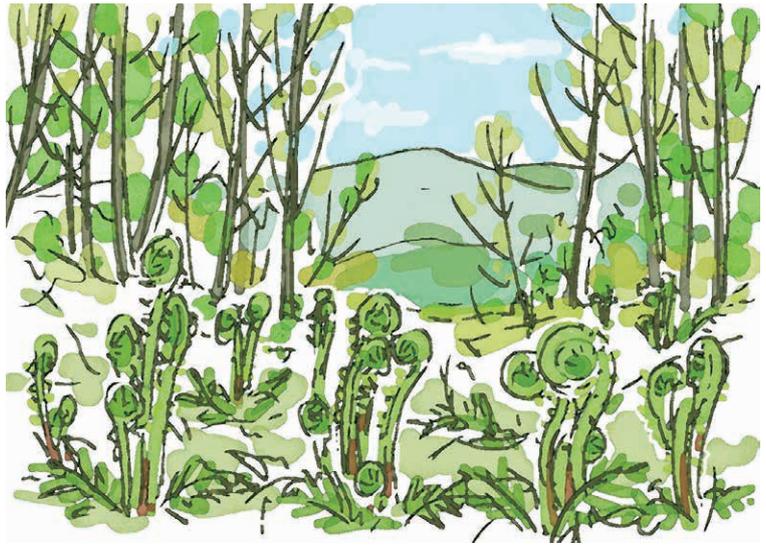
- 令和2年度 算定基礎届(定時決定)について
- 月額変更届の注意事項
- 健診受診後の事後措置(アフターフォロー)は事業主の責務です!
- 交通事故や他人の行為で負傷して保険証を使って治療をしたときは協会けんぽへ「第三者行為による傷病届」の提出が必要ですよ
- 暑い季節に欠かせない食中毒対策!
- 令和2年度社会保険軟式野球新潟県大会予選大会
- 「社会保険関係参考図書のあるせん」のご案内

Contents

にいがた漬物探訪 vol.2

コゴミ

魚沼市



越後山脈に沿うように位置する新潟では、フキノトウやウドなど、多くの山菜が自生しています。なかでも春山の代表格、先端が丸まった形状のコゴミは、その特徴から誰しもが見覚えのある山菜ではないでしょうか。コゴミとは、クサソテツというシダの若芽のこと。ソテツ自体はティラノサウルスなどの恐竜が闊歩していたジュラ紀から存在し、生きた化石として現代までさまざまな進化を遂げる植物。成長したときの美しさから、鑑賞用としても栽培されています。コゴミは天ぷらにしたり、ごま和えにしたりと調理方法のバリエーションが豊富なおうえに、アクや臭みが少ないため下処理の手間がかからないと、万人に好まれています。ちなみに美味しいコゴミは、先端

がよく巻かれていて、茎がしっかりしている若芽を選ぶのがポイント。ただ残念なことに、短期間で著しく成長するので旬が短く、出会うのにも一苦労。そうなってくると、少しでもその味を長く楽しみたいのが人の性というものですよね。その欲を満たしてくれる逸品が「こごみの味噌漬け」。魚沼地域では越後駒ヶ岳や御嶽山、八海山などの雄大な自然で育った風味豊かなコゴミを、おじいちゃん、おばあちゃんが丁寧に下処理をして味噌床へ。独特の歯応えとほろ苦さは、ご飯のおかずだけではなく、春を祝う酒の肴としてもまさに絶品のひとです。βカロテン、ビタミンC、ビタミンEをバランスよく含んでいるコゴミで、春の息吹を存分に感じましょう。



会員事業所 インタビュー Vol.12



山崎鉄工株式会社
会長
山崎 堅輔 様

健康のために行なっていることは?

自宅の近くの小高い所に位置する公園の坂道を約一時間掛けて歩いています。片道250m高低差30mを2往復すると丁度1kmで60m登ったことになります。4kmの距離を週2回から3回ペースで10数年続けています。

御社のお仕事は?

化学工場向けの圧力容器(高压タンク)や熱交換器及びそれらに付随する諸々の機器の設計製作を行っています。納入した機器に関連してメンテナンスも行います。



令和2年度 算定基礎届(定時決定)について

事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者(社会保険に加入している従業員)の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。今年度の「算定基礎届」につきましては、令和2年6月中旬より、順次、事業主へ送付いたします。「算定基礎届」に同封される「算定基礎届の記載例」や日本年金機構ホームページをご参考のうえ、適正な届出と提出期間内での提出をお願いいたします。

提出期間 | 令和2年7月1日(水)～ 令和2年7月10日(金)

提出方法 | 郵送(同封される返信用封筒をご利用ください)または電子申請

算定基礎届の記載にあたってご注意ください

「算定基礎届」は、毎年7月に厚生年金保険及び健康保険の保険給付金の決定や保険料の計算の基礎となる標準報酬月額を決定する大切な届出です。昨年度のご提出において、「⑮平均額」欄の算出に、記載誤りが多く見受けられました。

①	22	②	年金 太郎	③	5-510427	④	2年 9月	⑤		⑥		⑦	
⑧	健 118千円	⑨	厚 118千円	⑩	元 9月	⑪	1. 昇給 2. 降給	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
⑱	4月	⑲	14日	⑳	108,600円	㉑	0円	㉒	0円	㉓	115,800円	㉔	246,100円
	5月		15日		115,800円		0円		0円		115,800円	㉕	123,050円
	6月		16日		130,300円		0円		0円		130,300円	㉖	

支払基礎日数が17日以上*の支払月のみで平均額を算出します。なお、パートである被保険者は、17日以上*の支払月が無い場合に支払基礎日数が15日以上*の月で平均額を算出します。(上図の例では、5月・6月で平均額を算出します。)

*国・地方公共団体及び特定(任意特定)適用事業所において使用される週の所定労働時間が20時間以上*の要件を満たす短時間労働者は11日以上*の月で平均額を算出します。

算定基礎届提出時の一時帰休についての取り扱い

一時帰休による休業手当等を支払った場合は、その休業手当等を含めて報酬月額を算定します。

7月1日時点で一時帰休の状況が…

解消していない場合

一時帰休による休業手当等が支払われた月のみで算出するのではなく、通常の給与を受けた月も併せて、報酬月額を算出します。

解消している場合

4、5、6月のうち、休業手当を含まない月を対象とします。なお、4、5、6月いずれにも休業手当が支払われている場合は、一時帰休により低額な休業手当等に基づいて決定または改定される前の標準報酬月額で決定します。

■ 月額変更届の注意事項

被保険者の標準報酬月額は、年に1回算定基礎届に基づく決定(定時決定)により見直しが行われます。しかし、昇給や降給等があり被保険者の受ける報酬が大幅に変動した場合は、月額変更届に基づく改定(随時改定)を行います。随時改定は以下の3つの要件すべてに該当する場合に、変動した支払月から4か月目に改定されますので、該当する場合は速やかに届出をお願いします。

- 1 昇給・降給等で固定的賃金に変動があったとき
- 2 1により変動した月以降の引き続いた3か月間に支払われた報酬の平均月額による標準報酬月額と従前の標準報酬月額に2等級以上の差が生じたとき
- 3 3か月とも報酬の支払い基礎日数が17日(特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は11日)以上であるとき

月額変更届
に基づく
改定の要件

年間平均による随時改定を希望するときは…

業務の性質上、例年季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって随時改定を行うことで著しく差異が生じると認められる場合は、事業主の申立と被保険者の同意に基づき、年間報酬の月平均額により届出を行うことができます。この場合、以下の添付書類が必要です。(様式については機構ホームページに備え付けております)

様式1

年間報酬の平均で算定することの申立書(随時改定用)

様式2

健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(随時改定用)

令和2年6月の出張年金相談のご案内



年金のご相談は予約制となります。ご予約は、主催年金事務所でお受けしておりますので、事前に電話にてお申込み願います。

主催年金事務所(予約先TEL)	会場	相談日時(予約可能な相談時間)
新潟東 (025-283-1013)	五 泉 市 役 所 村 松 支 所	4日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
	五 泉 市 福 社 会 館	18日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
	阿 賀 町 役 場 本 庁	24日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
新潟西 (025-225-3008)	佐渡市にお住いの方は 「テレビ電話相談」 も実施しております	
	会場：佐和田行政サービスセンター内(事前予約要)	
長 岡 (0258-88-0006)	あいかわ開発総合センター	11日(木) 12:30~14:30 (12:30~14:00)
	小 千 谷 市 民 会 館	10日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
		24日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
小 出 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー	25日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)	
上 越 (025-524-4115)	糸 魚 川 市 役 所	10日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00)
		17日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00)
		24日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00)
三 条 (0256-32-2820)	市民交流センターネーブルみつけ	24日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00)
新発田 (0254-23-2128)	村 上 市 役 所	10日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
		24日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
	阿 賀 野 市 水 原 総 合 体 育 館	17日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
六日町 (025-716-0802)	十 日 町 地 域 地 場 産 業 振 興 セ ン タ ー (ク ロ ス 1 0)	11日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)
		25日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30)

●年金の相談にお越しの際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。●本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。(年金のお手続きをする場合は、本人の印鑑も必要となります。)

健診受診後の事後措置(アフターフォロー)は事業主の**責務**です!



従業員様の健診結果から

**メタボリックシンドロームの
リスクが高い場合**



**健康サポート
(特定保健指導)**

を受けましょう!

健診を毎年受けることはもちろん大切ですが、**健診を受けてそれっきりでは意味がありません!**
健診結果を見直し、その後の行動に移すことが重要です。

特定保健指導 とは?

健診結果から生活習慣病の発症リスクが高いと予測される対象者の方へ保健指導を行うことが、国から保険者(協会けんぽ)へ法律で義務付けられています。協会けんぽでは、保健師・管理栄養士が対象の方へ生活習慣のサポートをするため、アドバイスを**無料**で行っています。

該当となった方に保健指導を受けていただくよう、事業所様のご理解とご協力をお願いいたします。



健康サポート(特定保健指導)を受けるメリット

社員の健康は会社の財産!欠員は経営に大打撃!!!

今いる社員に健康で働き続けてもらえることは、会社にとって大きな財産です! 病気で欠員ともなれば、しわ寄せは同僚へ…。社員の健康は経営を左右します。健康サポートを受けることで、血液検査値等の改善がみられると実証されています!

サポートを受けた方の
19.7%はメタボ脱却!



特定保健指導を受けることが「保険料率」に影響!

「インセンティブ制度」の評価指標の一つに「特定保健指導の実施率」があります。多くの対象者の方から保健指導を受けていただくことが、支部の保険料率上昇抑制につながります。

専門業者からの勧奨も実施しています

特定保健指導のご案内を、右記の専門業者担当者から、事業所様へご連絡をさせていただくことがありますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

委託事業者名称 株式会社ベネフィット・ワン
業務委託期間 令和2年4月～令和3年3月



従業員様の健診結果に

**「要治療」「要精密検査」の
項目があった場合**



**医療機関へ受診するよう
必ずお伝えください。
また、勤務時間中に医療機関へ
受診できるよう、勤務時間等の
配慮にご協力願います。**

健診の目的は要治療・要精密検査項目の「**早期発見・早期治療**」です。
協会けんぽでは早期受診が必要な被保険者に対し、受診勧奨を実施しています。

専門業者からの勧奨も実施しています

より多くの方に受診していただくためにも、右記専門業者から電話での受診勧奨を実施しております。事業主様・ご担当者様経由でご本人様へご連絡させていただくことがありますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

委託事業者名称 株式会社アールエムサポート
TEL 0120-920-596
業務委託期間 令和2年4月～令和3年3月

お問い合わせ先 ▶ 協会けんぽ新潟支部【保健グループ】 TEL.025-242-0264



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索



スマートフォンから!

〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

交通事故や他人の行為で負傷して保険証を使って治療をしたときは 協会けんぽへ「第三者行為による傷病届」の提出が必要です



どうして届出が必要なの？

交通事故やけんかなど、第三者(他人)の行為によるケガや病気の治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。そのため、保険証を使って治療を受けた場合は、加害者が支払うべき治療費(医療費の7~9割分など)を、保険者(保険証の発行元)が負担し、医療費を立て替えたこととなります。保険者は後日、加害者に対して、立て替えた治療費を請求することとなります。そのため「第三者行為による傷病届」を提出いただく必要があります。

※加害者が治療に要する費用すべて(自己負担分と保険者負担分)を支払うなど、保険証を使用しない場合は届出の必要はありません。

届出が必要な第三者(他人)の行為(一例)

交通事故にあったとき

自動車・バイク・自転車・歩行中など、相手のいる交通事故で負傷した場合。事故過失の大小にかかわらず、届出が必要です。



自損事故車に同乗していたとき

自動車・バイクなどに同乗しているときの自損事故により負傷した場合。運転手と被害者が親族でも届出が必要です。



ペットに噛まれたとき

他人の飼っているペットに噛まれたなどで負傷した場合。飼い主に賠償責任があります。



暴力行為にあったとき

他人から殴られるなど、暴力で負傷した場合。



※上記以外にも、スキー・スノーボード等の接触事故など、届出が必要となるケースがあります。ご不明な点はお問い合わせください。



必要な提出書類は？

- 交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病(事故)届
- 負傷原因報告書 ● 同意書
- 損害賠償金納付確約書・念書(加害者記入)
事故等の状況によっては、署名を拒否される場合があります。その場合は、余白に記入できない理由を書いてください。
- 事故発生状況報告書

交通事故の場合にのみ追加する書類

- 交通事故証明書
最寄りの警察署または交番で「事故証明書申込用紙」を入手し、申請していただくと、自動車安全運転センターから交付されます。
- 人身事故証明書入手不能理由書
警察への届出を物損(物件)事故として処理している場合や、交通事故証明書に加害者・被害者の氏名の記載がない場合に提出してください。



業務上や通勤途中の負傷で、労働者災害補償保険(労災保険)の給付対象となる場合、健康保険は使用できません。健康保険を使用した後に、労災保険の給付対象と判明した場合、健康保険負担分(医療費の7~9割)を返納していただくなど、負担が生じる場合があります。

業務上の負傷など労働災害については、お近くの労働基準監督署へお問い合わせください。

お問い合わせ先

協会けんぽ新潟支部【レセプトグループ】 TEL.025-242-0263

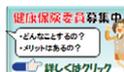


健康保険委員(健康保険サポーター)を募集しています!

有益な情報をいち早くご提供します!

応募方法は新潟支部ホームページから→

パソコンから!



スマートフォンから!





今月の
健康情報

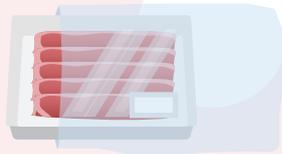
暑い季節に欠かせない食中毒対策!

食中毒の主な原因である細菌は、気候が暖かく、湿気が多くなる梅雨から夏にかけて増殖が活発になります。食品の購入から調理、食べるまでの過程において、常に食中毒のリスクがつきまとうものです。この間に食中毒菌を「つけない」「増やさない」、加熱等で「やっつける」を心掛け、食中毒を防ぎましょう。

実践しよう! 家庭で食中毒を防ぐ6つのポイント

① 買い物

- 持ち歩く時間を減らすため、肉や魚、野菜などの生鮮食品を買う順番は最後にする
- 消費期限などを確認し、購入する
- 肉汁や魚などの水分がもれないようポリ袋に入れ、氷や保冷材等をあてる



② 家庭での保存

- 要冷蔵、要冷凍など温度管理が必要なものは帰宅後すみやかに冷蔵庫・冷凍庫に保存する
- 肉や魚は他の食品に肉汁などがつかからないよう、ビニール袋や容器に入れる
- 肉、魚、卵などを取り扱うときは、取り扱いの前後に必ず手指を洗う
- 冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に保ち、詰め込みすぎない

③ 下準備

- 調理前に石けんで丁寧に手を洗う
- ラップしてある野菜やカット野菜もよく洗う
- 肉、魚、卵を触ったら手を洗う
- 冷凍食品は自然解凍を避け、使う分だけを冷蔵庫や電子レンジで解凍する
- 使用後のふきん・タオルは熱湯で煮沸し、しっかり乾燥させる
- 使用後の調理器具はよく洗い、熱湯をかけて殺菌する

④ 調理

- 調理の前に手を洗う
- 肉や魚は中心部を75℃で1分間以上加熱する



⑤ 食事

- 食べる前に石けんで手を洗う
- 清潔な食器を使う
- 作った料理は室温に放置せず、すぐ食べるか、冷蔵庫に保存する(0157は室温でも15分から20分で2倍に増殖)



⑥ 残った食品

- 残った食品を扱う前に手を洗ってから、清潔な容器に保存する
- 温め直すときも加熱は十分に。味噌汁やスープなどは沸騰するまで加熱する
- 時間が経ちすぎたもの、少しでも怪しいものは捨てる

この時期は特に注意して、食中毒を予防しましょう。



細菌性の食中毒 (O-157や黄色ブドウ球菌など)

高温多湿
が好き

= 梅雨~夏場(6月~9月)
に多く発生!



協会けんぽ新潟支部メールマガジン
「ときメール」配信登録受付中!

登録料無料!!

毎月1回
(10日頃) 配信!



「事務手続きの基本を解説！」

参加料不要

社会保険事務講習会 6月開催のご案内

社会保険の各種事務手続き等について、分かりやすくご説明いたします。
主に初任者向けの講習内容ですが、社会保険の基本を再確認したい方もおすすめいたします。
どなたでもお気軽にご参加ください。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

【講習内容】 算定基礎届 について 講師 / 日本年金機構年金事務所職員
雇用保険事務手続き(適用関係) について 講師 / 公共職業安定所職員

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
6月19日(金)	午後 1時30分	新発田市カルチャーセンター(2F視聴覚室)	新発田市本町4-16-83	42名
6月22日(月)		まちなかキャンパス長岡(301会議室)	長岡市大手通2-6フェニックス大手イースト3階	70名
6月23日(火)	午後 4時00分	クロスパルにいがた(403-404講座室)	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
6月23日(火)		柏崎エネルギーホール(2F会議室2)	柏崎市駅前2-2-30	30名
6月25日(木)		上越市市民プラザ(第4会議室)	上越市土橋1914-3	50名
6月26日(金)		南魚沼市ふれ愛支援センター(研修室)	南魚沼市坂戸399-1	60名
6月29日(月)		燕三条地場産業振興センターメッセピア(3F中会議室)	三条市須頃1-17	42名

※「クロスパルにいがた」及び「柏崎エネルギーホール」会場は駐車場が少ないため、また「まちなかキャンパス長岡」会場には駐車場がないため、近隣の駐車場または公共交通機関等をご利用ください。

申込方法 ホームページの【募集中のご案内】に掲載してあります「申込書」に必要事項を記入し(一財)新潟県社会保険協会までFAXでお申込みください(電話によるお申込みもお受けいたします)。
※各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。
※新型コロナウイルス感染予防対策等のため開催中止とする場合は、参加申込の皆様にご連絡いたします。

一般財団法人新潟県社会保険協会 | FAX.025-290-3201 TEL.025-240-5337



「施設利用会員証」を配付します

社会保険協会の「会員優待施設」をご利用になる際に必要な「施設利用会員証」。
現在配付しております「施設利用会員証」(黄色)の有効期限は2020年3月31日までとなっております。
新しい「施設利用会員証」をご希望の会員の皆様は、(一財)新潟県社会保険協会のホームページ(■施設利用 会員割引のご案内)に掲げております「施設利用会員証申込書」に必要事項を記入のうえ切手を貼った返信用封筒とともに郵送により(一財)新潟県社会保険協会あてにお申込みください。(「施設利用会員証」は個人配付用ではありません)。

※ご利用いただける「会員優待施設」は、社会保険協会ホームページ「施設利用 施設割引のご案内」でご確認をお願いいたします。

申込み
お問い合わせ

〒950-0087 新潟市中央区東大通1-2-25
北越第一ビルディング6F (一財)新潟県社会保険協会
TEL 025-240-5337

お得な優待
盛り沢山!



街角の年金相談センター新潟

新潟駅から徒歩5分程

年金事務所と同じように、対面で、年金受給の相談や手続きなどが無料でできます。

● 所在地
〒950-0087 新潟市中央区東大通2丁目3-26 プレイス新潟6階

● TEL
お問い合わせ・申込 **025-244-9246**

電話による年金相談「ねんきんダイヤル」 **0570-05-1165**
※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165をご利用ください。

● 年金相談時間
平日(月～金)午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日および年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

「街角の年金相談センター」は、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。



「街角の年金相談センター新潟」の赤い看板を目印におこしください!

報告

令和2年度社会保険軟式野球新潟県大会予選大会

5月16日(土)三条・燕総合グラウンド野球場で開催予定とした「予選大会」は、参加申込が8チームでしたので中止とさせていただきます。これにより、8月1日(土)2日(日)ハードオフエコスタジアム新潟で開催予定の「新潟県大会」は、次の8チームの出場により行うこととなりました。選手の皆様のご健闘をお祈り申し上げます。

なお、「新潟県大会」の開催につきましては、新型コロナウイルスの感染防止等の状況を踏まえ、選手並びに関係者の皆様の健康と安全を最優先に決定いたしますのでご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。



- シマト工業(株)(三条市)
- (株)三條機械製作所(三条市)
- (株)柿崎機械(上越市)
- (株)リケン柏崎事業所(柏崎市)
- 北興化学工業(株)新潟工場(新発田市)
- 北陸ガス(株)(新潟市中央区)
- 蒲原ガス(株)(新潟市西蒲区)
- (株)タナベ(糸魚川市)

募集

「社会保険軟式野球新潟県大会」の始球式を行う中学生を募集いたします



対象 県内の中学校に通う中学生。野球経験の有無や男女は問いません。投手一人かバッテリーで応募してください。※当日は、保護者または指導者が同伴してください。

応募方法 希望者は、はがきに①氏名(ふりがな)②住所、③性別、④学校名、学年、⑤保護者氏名、⑥自宅の電話番号及び保護者の携帯電話番号、⑦当日の同伴者が指導者の場合は指導者の氏名及び携帯電話番号を明記し、(一財)新潟県社会保険協会へお送りください。7月15日(水)必着。
※バッテリーで応募する場合は、1枚のはがきに必要事項2人分を書いてください。※封書でも応募可能です。応募者が複数の場合は抽選とし、当選者への連絡をもって発表とします。

施設利用助成事業 契約希望事業所 を募集いたします

新潟県社会保険協会では、新規事業として「施設利用助成事業」を計画しています。この事業は、会員事業所が運営する「宿泊施設」「遊園地等施設」「スポーツ施設」を会員事業所の被保険者や被扶養者が利用する際の利用料金を一部補助するもので、新潟県社会保険協会と当該施設との間で事前に契約をお願いすることとしております。契約を希望する会員事業所様は、新潟県社会保険協会までお問合せください。



一般財団法人新潟県社会保険協会 | TEL.025-240-5337



事業所見学ツアー 協力事業所を募集いたします



新潟県社会保険協会では、令和2年度の「事業所見学ツアー」実施にあたり、見学者の受入れに協力いただける事業所様を募集いたします。見学者の受入れにご協力いただける事業所様は、新潟県社会保険協会までご連絡をお願いいたします。



実施時期 ~11月(土曜日または日曜日) **見学者数** 40人~80人程度(大型バス1~2台)

一般財団法人新潟県社会保険協会 | TEL.025-240-5337

お知らせ

「社会保険関係参考図書のあっせん」のご案内



新規事業として「社会保険関係参考図書のあっせん」を行います。
折込の「令和2年改訂新版図書のご案内」をご確認いただき購入をご希望される図書がございましたら、発行元までFAXによりお申込みください。